

愛知県信用保証協会の別枠保証制度 (保証協会の金融上の審査があります。)

①セーフティネット保証

市長の認定を受けた後、金融機関へ申し込み	主な条件	必要書類
	指定された業種を営んでおり、最近3カ月の月平均売上高が前年より5%以上減少している (指定業種は3カ月ごとに国が指定しており、変わります)…中小企業信用保険法第2条第3項第5号該当	決算書 営業している業種、月別売上高のわかる書類
ア 指定金融機関からの借入金残高が10%以上あること イ 指定金融機関からの借入金残高が前年より10%以上減少していること ウ 全金融機関からの借入金残高も減少していること…中小企業信用保険法第2条第3項第7号該当	決算書 全金融機関からの借入金残高証明書(申請前1月以内とその1年前の残高証明書)	

※指定業種、指定金融機関の一覧表は市役所商工観光課にあります。中小企業庁のホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html)金融支援、セーフティネット保証制度、適用事例の中でも確認できます。

保証期間	運転資金7年以内・設備資金15年以内
担保、連帯保証人	原則として要します
貸付利率	取扱金融機関の所定利率
その他	愛知県の経営安定資金を利用することが可能

②資金繰り円滑化借換保証

月々の返済額の軽減などにより、中小企業の資金繰り円滑化を図るため、保証付借入金の借換の保証、複数の保証付借入金の債務一本化する保証です。

保証期間	10年以内
担保、連帯保証人	原則として要します
貸付利率	取扱金融機関の所定利率

③売掛債権担保融資保証

売掛債権(売掛金債権、工事請負代金債権など)を譲渡担保とする保証です。譲渡禁止特約付債権は、①特約を解除するか②異議なき旨の承諾を得ている債権に限ります。

限度額	売掛債権に掛目(売掛先条件により異なる)を乗じた額の範囲内で、借入額の90%まで保証
保証期間	根保証1年 個別保証1年以内
担保	売掛債権を譲渡担保する
返済方法	原則として売掛債権の支払期日を返済期日とした一時払
連帯保証人	法人代表者以外は要しません
貸付形式・利率	手形貸付・取扱金融機関の所定利率

※いずれも金融機関を通じて保証協会へ申し込み、保証決定後、金融機関から融資します。

住宅資金

1. 利用できる方

- (1) 申込時において工事に着手していないこと
- (2) 敷地の準備ができていないこと(所有地でないものは所有者の承諾が必要)
- (3) 必要な自己資金が2割以上あること
- (4) 税の滞納がないこと
- (5) 継続的収入があり、取扱金融機関において元金の償還が確実に認められること
- (6) 建築基準法による建築確認を得たものであること(改造は原則不要)
- (7) 住宅部分と店舗などの住宅部分をあわせて建設する場合は、住宅部分の床面積が建築する建物の床面積の2分の1以上であること
- (8) その他



マイホームの住宅資金融資制度

自分の住宅を購入または建築したいが、資金が少し不足している方は、ぜひ一度、蒲郡市住宅資金制度をお考えください。増築、改造にもご利用できます。お申し込みは市役所商工観光課、取扱金融機関の窓口へどうぞ。

購入	ア 申込人および同居予定者の所有住宅がないこと(建て替え、分家およびすべての所有住宅に第三者が居住している場合はこの限りでない) イ 住宅の床面積は30㎡以上280㎡以下 ウ 土地付中古住宅購入の場合は、住宅新築後16年未満の登記済住宅であること
増築	ア 増築部分の床面積が10㎡以上、既存住宅との合計床面積が280㎡以下 イ 同一敷地内に既存住宅の外に別棟を新築する場合でも、その建物が既存住宅と一体となって使用されるものは、増築として取り扱います
改造	ア 増加する住宅の床面積が10㎡未満であること イ 改造(修繕を含む)は、工事総額が50万円以上のもの
かさ上げ	低地帯にある既存住宅の床の高さを20cm以上かさ上げすること

2. 融資限度額(融資額は10万円を単位とする)

土地付新築住宅購入	住宅の新築	住宅の増築	住宅の改造	住宅のかさ上げ
1,200万円	800万円	600万円	400万円	500万円

※老人等同居上乗せ(100万円)もあります。

3 融資条件

年利率	3.1% (固定金利)	連帯保証人	市内居住者で資産、継続的収入があり、独立して生計を営んでいる方、2人以上を要する
返済期間	25年以内(改造、かさ上げは15年以内)	取扱金融機関	愛知銀行、名古屋銀行、蒲郡信用金庫、西尾信用金庫、豊川信用金庫、岡崎信用金庫、三河信用組合、蒲郡市農業協同組合、三谷漁業協同組合、形原漁業協同組合、西浦漁業協同組合の市内各本・支店
返済方法	分割返済(6カ月以内の据置もできます)		
担保	原則として建設する土地および家屋		